

第四十六回 参議院建設委員会會議録 第五号

昭和三十九年二月十一日(火曜日)
午前十時十六分開会

出席者は左のとおり。

委員長 北村 暢君
理事 石井 桂君
稲浦 鹿蔵君
武内 五郎君

委員 岩沢 忠恭君
小山邦太郎君
小柳 勇君
瀬谷 英行君
田中 一君
田上 松衛君

國務大臣 建設大臣 河野 一郎君

政府委員 近畿圈整備本部次長 八巻淳之輔君
首都圏整備委員会事務局次長 谷藤 正三君
北海道庁主幹 荒巻与四郎君
建設大臣官房長 平井 学君
建設大臣官房 吉兼 三郎君
建設省計画局長 町田 充君
建設省都市局長 鶴海良一郎君
建設省河川局長 畑谷 正実君
建設省道路局長 尾之内由紀夫君
建設省住宅局長 前田 光嘉君
建設省管轄局長 建部 仁彦君
事務局側 常任委員 中島 博君
会専門員

本日の會議に付した案件
○建設事業並びに建設諸計画に関する調査
(建設行政の基本政策に関する件)
(昭和三十九年度建設省関係予算に関する件)

○委員長(北村暢君) ただいまから建設委員会を開会いたします。
建設事業並びに建設諸計画に関する調査を議題といたします。

本日は、去る一月三十日聴取いたしました河野建設大臣の建設行政の基本政策及び昭和三十九年度建設省関係予算に關し、質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言願います。

○田中一君 私はこの際、大臣の予算審議のための時間が多いと思ひますから、二点だけ質問いたします。あとの問題は、予算委員会の分科会に譲つてじっくりとお伺ひしたいと思ひます。

最初に伺ひたいのは、当面の問題として、住宅政策の一元化の問題であります。第二次池田内閣ができて、建設大臣は留任をされ、少なくともわが国の住宅行政という面においては深い御理解があると存じますけれども、二月四日の新聞を見ますと、どうも住宅建設ばかりでなくて、住宅の管理方式までも、早川自治大臣は、どういうわけか、建設省よりも先ばしたあらゆる面の施策を新聞等に発表しているのを見ております。ことに公営住宅法四章の第二十四条、「公営住宅又は共同施設の処分」という項目がありますけれども、

でも、これなどは歴史的に相当問題のあった行政上の点でありまして、これが、入居者に分譲をするということも積極的な発言をしておるわけでありまして、これは何か、建設大臣が自分でそういう発言をしたのじゃ支障があるというように、早川自治大臣に発言を代行させたのではなからうかというように、野党のわれわれとしては勤めておるわけなんです。慎重に、常に新聞記者会見において、大臣自身がきめのこまかい発表をしていままでの慣例から見ても、非常に奇異の念を抱かざるを得ないのでありますけれども、この点はどういうことか、この点のような事態になつたのか、その点を伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(河野一郎君) 昨年末、予算編成當時から住宅政策に減税を——税の施策を用いようということをお私に強く意識いたしました。これを閣議等において、あらゆる角度から、税をひとつ考慮することによつて住宅政策の緩和に資するように、たとえば民間の人が住宅を建てた場合には、不動産の取得税をどうするか、いろいろなことで考えてやるとか、いろいろな方法はないだろうか、そういう点で、特にひとつ考慮したいということをお言をいたしました。これが地方財政にもいろいろな面で考慮される点が出てまいりまして、そのときから非常に自治大臣が住宅政策に関心を持たれたという気が、私、いたします。

かたがた、従来、大都市に住宅問題が非常にやかましゅうございましたが、最近では、地方の市町村にも漸次住宅問題についての要請が強くなつてきております。そういう関係もあつたと思ひますが、現自治大臣は、従来の自治大臣に増して、非常に住宅問題に関心をもち、お話をいろいろと聞いています。いまお話をしようとしたが、別に、私打ち合わせをして云々ということとはございませんが、そういうことで、住宅問題にときを意見申されることも、私、伺つておりますが、御指摘のように、自治省において、住宅問題について非常に強力な発言をされましたことを私拝見いたしました。まあ、たいへんけっこうなことだと、大いに地方を奨励して、これに関心をもち、いろいろ上においてのことだ。いすれにしても、御承知のとおり、住宅政策をそれじゃ建設省と自治省と二元的にやるのか、そういうことは考えておられます。あくまでも建設大臣の責任において推進する点、少しも私は変えていこうとは思つておりませんが、御協力いただくことはたいへんけっこうだ、こういうつもりで、まだ具体的にその内容等について、まいつておりません。打ち合わせて、それは困るとか、それはよからうと、そういうことといふと、段階にはまだ達していません。

○田中一君 公営住宅法ができて、その後この二十四条に規定してあります耐用年限の四分の一をこえた時期において、全国的に払い下げの要求が、地方自治団体から起つたのでありますけれども、早川自治大臣は、いわゆる地方公共団体側から、そういう要求をしたいという気持ちから出たのだらうと思ひます。けれども、これはなかなか問題があるのです。ことに最近では、七、八年前になりますけれども、すべての国有地、公有地の払い下げは、多少とも今までのように、国有財産——いわゆる公有財産は安いのだというふうな間違つた認識は是正されてはおりますけれども、まだ国民の感情としては、一応いわゆる商業ベースによるより安いのだという観念を持っております。耐用年限の四分の一というところは、二十年と押えれば五年であります。終戦直後の公営住宅の木造建築物は、二十年も耐用年限があるということすら間違ひであつて、相当お粗末なものであります。しかし何と云つても、その土地はほしいわけでありまして、土地が安いという前提ならば、ほしいわけですね。家はもうゼロ、無価値です。それこそどこかに土地があるならば、家は差し上げますから、どうか持つていってください——いわゆる無償払い下げの制度をとつたほうが、土地としての環境として、不良住宅は掃き掃除するといふようなことさえ極言し得ると思ひます。で、こういういふゆる地方公共団体側からの要求に対し

て、御検討はなされたと思ひますけれども、今までの経過から見ても、町村合併による未開発地域を大部分持つてゐるというような市町村は別として、大都市並びに大都市周辺一都市周辺の土地価というものが、また、それに対する払い下げという問題は、相当考慮しなければならぬと思ひます。たとへば、具体的に書いておられますが、早川さんは、二十戸以上の団地に対する払い下げだということを言つておられますけれども——二十戸以内か……、二十戸というところ、一戸五十坪としても千坪です。千坪の土地が、これはもう過小宅地ということにでき上がつてきて、もはやこれは効率的に土地を利用するということにはゼロになるわけです。ましてや、その環境、地域というものが別の用途に用ゐられるような公算が強くありますと、守り土地を買つて、家の価値はゼロである、で投機的な値上がりをするというふうなことになる。逆で、一面、宅地造成とか、あるいは新住宅地区というものを造成しよう、そして地価の抑制をはかろうという考え方に逆な面が出てくるおそれが多分にあると思ひます。また、背後に相当未開発の地域を持ったところは、これはもうある年限、ある時期までは払い下げしてもよからうと思ひますけれども、これすら問題がある。そこで、そういう点、前田局長のほうは相当検討してゐると思ひますけれども、公営住宅法を一度改正しまして、そうして払い下げする場合に、本省——建設大臣の許可を受けなければならぬのだというふうに改正したことがあるのです。あまりにそういう公営住宅の住居者が、土地の値上

りによつて不当なる利益を受けるのではなからうかという懸念があったために、法律を改正したことがあるのです。これは、私たちは始終、どうしてもしなければならぬということと言つてゐたところでございます。その点について、早川自治大臣は、自治省のほうでは自治省だけの考えで検討してゐるのか、あるいは大臣は御存じないけれども、局長あたりが向こうと意を通じつてやつてゐるのか、その点について伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(河野一郎君) たいへん有益な御意見を拝聴いたしました。非常に参加になつたところでございまして、いまのお話のように、自治省は自治省としてまだ発言してゐる段階でございまして、まだ建設省として云々というところはございせん。ただ、何分にも地方にそういう声が多うございまして、だいたい前でございまして、閣議で、名前は忘れましたが、だれか閣僚の中からそういう発言があつたことを記憶しております。私も常に注意を払わなければならぬ問題だと心得ますので、住宅局長に勉強はするよう指示はいたしておりますけれども、別して、これを特別に前進して、これをすばやくどうしようということには至つておりません。十分各方面の事情を調査いたしまして最善を尽くしてまいりたいと思ひます。

○田中一君 地方公共団体が建設した住宅を払い下げよう、これは、法律による四分の一を経過したから払い下げようというこの心境は二つあるのです。一つは、建設費の単価が安いということと、国が一応標準単価というものをきめております。これが実際に

合わないということでありまして。だから、なるほど三分の二とか三分の一とかの補助があるといつておりながら、事實は半分にも足りないということなんです。三分の一の場合は、三分の一どころじゃない。それこそもらつても足りないということなんです。実際に合わない単価の補助率でまかされてゐるのが現状なんです。法律からいへば、なるほど予算の捻出ということがありますから、これは一方的に、これしかないのだといへばそれで済むでしょうけれども、実際に建てるほうの側では、土地は買わなければならぬ、その土地に建てる場合に、政府が予算に組み込んでゐるところの標準建設費では建たないのです、場合によつては持ち出してゐるわけです。そこに、何といつてもそれぞれの地域における市民の要求が強いから財政措置をしなければならぬ。その場合に、政府の予算上きめられてゐる単価で建てられるならば、たとえば自分の負担が少なければ、たとへば自分の負担が少なければ、たとへば建てられないという場合、ともども建てられないという場合に、早く耐用年限が来たものを払い下げて、そうして自分の持つてゐる土地と一緒に払い下げて、そうして新しい需要にこたへようということになるのが第一点であります。

それから第二の問題は、これはまあ民選市長なり、市町村長でありますから、市民の居住者の要求によつてそれに従おうという空気が強いのです。これをいま御検討なさつていらつしやいますけれども、これをいま、これが相対緩和されますと、全国的に耐用年限の来ているものといひますと、大体において三十二年ころまでのものは全部払い下げることになります。三十二

年度にできたくらいのもので以前は全部払い下げなければならぬ。膨大な土地です。膨大な住宅です。一体そういう払い下げを前提としての住宅建設、いわゆる公営住宅法ではないはずで、少なくとも国が管理をし、当時の規模から、いまは耐火建築のほうに相当にふえております。耐火建築でも払い下げるのかということになるわけなんです。この点は慎重にお考え願ひなさいと思ひます。いたすらに混乱がございまして、その点について、いま建設大臣の御答弁はそれでいいですか、前田局長は一体どういふ考えを持つてゐるか、ちよつと大臣の目の前であなた言つて下さい。そうして自治省あたりがこのような新聞記事を出すと、全国的にこの要求が強いのでありますから、この点については非常にこまかい具体的な計数まで出して自治省は発表しておりますけれども、その点、これははたして要求なのか、建設大臣は自分のほうで独自にきめまして言つておりますから、きようは早川自治大臣にも来てもらつて一緒に質問したかつたのですが、来られませんでした。局長の心がまえをひとつわれわれと大臣の前で示して下さい。いいかげんはいけませんよ。

○政府委員(前田光壽君) 公営住宅の譲渡処分につきましては、法律にも規定がございまして、ただいまの先生の御意見及びその他各方面からの御意見も出ておりますので、それを十分に参考といたしまして、大臣の御指示を得て検討したいと思ひます。

○国務大臣(河野一郎君) 田中委員の御発言でございまして、私大臣をしておる以上は、私の言うことです

べて御信頼をいただければ、決して事務当局一存でものをさせるということはいたしません。責任を持つて私はここで答弁したとおりに実行いたしますから……。

なお、私は、お話を承つておるうちに、先ほども申し上げたとおり、たいへんけつこうな話を伺つたと思つておりますが、だんだん安い住宅に入つた人がかわれるようになったならば、もう少し上級な住宅にかわつてもらつて、安い住宅には安いほうに貸していただくほうがけつこうだということも相当考慮のうちに置かなければならぬのじゃないかということも考えまして、簡単にほしからうといつて、それを分譲するということは適当でない特殊な事情等も勘案して指導する必要があるということも考えまして、今後十分慎重にこの問題は対処したいというところをあらためて御答弁申し上げます。

○田中一君 これで大変、安心しましたから……。

信頼し得る建設大臣として、もう一つ伺つておきます。それは、これも、新聞記事ばかり取り上げましてはなだ申しわけないと思ひますけれども、当面の問題ですら何つておきますが、二月七日の朝日新聞で、放射四号線のうち渋谷——赤坂見附間を四月中旬までに完成しろという監督官庁としての立場から発言なさつてゐる。これはほかの大臣が言うよりも河野さんに言われると、きつとくる。おそらく東京都はうばひしてゐると思ひます。そこで最初に伺ひたいのは、オリンピックに間に合わせるためにつくつてゐる代々木の屋内総合競技場ですか、

す。何といつても仕事しているのは、都の直営事業じやなくて請負人にやうしているものが多いわけだから、それらのものに対する支出は、東京都が主体夜間の作業その他をやれば三割や四割はかかってくるわけなんです。これは国のほうで間接に援助をしようといふつもりで発言なすっているのか、あるいは都のほうで自前でそれを調弁しうると、計画変更ですからこれに対する手を打てということなのか。大体、建設省の仕事というものは、契約した工事がおくれますと、罰金を取つておるのです。過酷な罰金を取るのです。たとえば昨年なども、あの北陸、新潟地区の大雪のために汽車がとまつて資材の輸送が困難になった、そのために一カ月やむを得ず工事がおくれたという場合でも、あの罰金を取つております。そういう過酷なことをしている。自分の故意の手違いでなくても、それでも罰金を取つてゐる。雪の降る二日前に、一日前に着くように送れば間違ひなかうじやないか、こういうふうなことを言つて取つてゐる。はなはだ過酷なものです。したがつて、今度工期を短縮する場合には、当然これに報酬金とは言いませぬけれども、施工計画の変更によるところの契約更新とこれいうことは当然行なわれると思う。これに対しては、建設大臣、発言した以上、上へ発言し、また実行させる以上、あなたの方言われたことはきくと都はやりますよ、だらしなない都ですけれども、これは建設大臣、国が援助助けようというのか、あるいは都の中でやれようというのか、どっちですか。

○國務大臣（河野一郎君）　ただいま田中さんの御発言でございますが、私は

これまでも工期を短縮して開通を急がしている場合がございます。こういう場合に、ただ現場を見ずに見当でやれやれということは申さないつもりでございます。御承知のように、青山の場合にいたしましても、だれが見ても、一体どこでおこなっているのか、なぜ一体こんなにかかるのかという気持ちで、一般市民は非常に不快に思っていると思うのです。そこで内容を検討いたしてみますと、いまお話の請負人が非常に無理をして深夜で突貫工事ですやらないか、支障面はどこにあるのか、たとえば用地の解決がまだ一部分つかないために、その部分がおくれるとか、青山の場合で申しますと、電電公社関係の青山の電話局の関係がおくれるとか、地下鉄の乗り入れ口の関係でおくれるとかいうようなことで、工事自体で非常に無理をして急がなければならぬようなことで時間がかかるのじゃないのであつて、しいていえば段取りでおこなっている場合がある。もっと厳格に言えば、東京都なり、しいていえば建設省のほうにあるかどうか知りませんが、私から言わせれば役人のほうで、発注者のほうで当然処理してやるとか、協力してやらなければならぬ面に、怠慢というものは当然あるものでございましょうけれども、日が延びておる点がある。歩いてみると、大体できていないじゃないか。都民が見ましても、一体あと舗装さえすればいいじゃないか、といつても半年もかかっているじゃないか、というように面が青山の場合でも見られると思います。そうすれば、これを促進して一般の中小業者の商売のはじめに

も、一般交通のために、一日も早く完成するということは当然の責務であるというふうな意味合いから、四月十五日までに完成したらいいだろう、いまからやればできる、だれもそんなに無理しなくてもできるということでも四月十五日までにやってくれということでございます。具体的に当たってみますると、いま申し上げますように、青山学院の前に鉄筋コンクリートのぼろの家がある。この家の用地の関係が解決しない。これのときも期日を切つて、いつまでにというて、そしてその関係者との間に昼夜を分かたず折衝すれば、おのずからこちらの誠意にたえて立ちのいてももらえるだろうし、解決するだろうという気持ちがいまして、また私自身も、こういうことは速記録になつてはどうかと思ひますけれども、三浦義一氏のところへ参りまして、そしてその関係の人のためにおくれておるようであるから、その関係を解決いたしました。電電公社の関係も、電電公社の総裁のところへ実は代理を出して、そしてケーブル線のつけかえ、つなぎ合わせをして、ぜひ何日まででやってくれと言つて、それを片づけければ、そのあとは舗装だけで済む。もう一カ所は、地下鉄の関係というふうなものがあるものでございまして、いまお話のように、青山の、渋谷から赤坂見附間におきましては、工事請負人がそのために突貫工事をやるのか、夜業をやるとか、むしろ私がそういうふうな問題を解決することによって、現場を早く締められる、普通の作業で早く工事が終われば、それだけ雑費が省けると思う、というふうになるくらいでなかつたら、あの場

合には考えておりました。しかし、これはすべてがそうでない。たとえば名神国道で岐阜——大垣間を四月十一日に開通式をやる予定でございます。これは半年間、約四月、五カ月も早うございます。これも、これは雪が非常に少なかったので舗装が非常に進んでいるというふうなことで、無理なところは側線を通してでも開通しようじゃないかというてこれを要求しております。しかし、これからは現実にそういうことをやるために請負人に負担をかけるというのであれば、一方早く開通することによって、道路公団の収入がふえるのでありますから、それとの見合ひによつて私は調整していいのではないかと、こう思ひます。もちろん、人にどんな迷惑をかけてもやりさえすればよいというふうなことはむろん考えておりませんので、この場合でも、後日東京都と請負人との間に事象が、問題が起これば、当然建設省としても考慮してもいいのではないかと、こう思つております。

○田中一君 お話のように、あなたが自分から乗り出して解決に当たろうというその熱意は非常に高く評価しているのでございます。しかし、ケーブルの埋設にしても、これは請負人がやっている。地下鉄工事にしても請負人がやっている。私は何も請負人を助けるために言っているのではない。そのために請負人は労働者にそれだけの賃金をやって徹夜作業をやらしているのではありません。現にせんだつて地下鉄工事視察のときにも、飯田橋の橋の下に入つてみますと、一応八時間労働なら八時間労働ときまつております。十時間なら十時間ときまつております。ところが、手間は多少高くして——八百円で来たけれども、千二百円もらつていふ言つておりました。しかし、私も建設委員会が視察に行つた。ところが、全部労働者を隠して接見させない。ようやく地下鉄の飯田橋の橋の下に入つて、どんな先へ行つてようやくつかまえて、労働者に近寄つて聞くと、実際は十三時間労働をやっている。そうすれば手間は少しでもふえるから……。そうしてそれが災害になる。こういうように末端で仕事をしている、働いている者たちに対しては薄くなる。

そこで、いまお話のうちの、あそこ青山六丁目とこの鉄筋コンクリートの家というのは、あそこには不二歌道会という右翼の人が入つていふのでなかかなどかということを聞いております。これわあなたが右翼かどうか知りませんが、あなたの一声で向かうがうんと言ふならば、むしろいいと思う。したがつて、そういうところはいままでに政治の面で欠けているところがあつたと思うのですが、これはどしどし今後あなたが出ていつていただくことがいいのですが、実際仕事をしている者はそれに報いられないといふことがあつたのでは、やはり全体の、いつまでにこの仕事をしなければならぬという、オリンピック開催という目標があるために、どうしても無理をしなければならぬ。その無理は必ず労働者の労働強化になる。かつまた、請負人の赤字となつてあらわれてくるのは当然なんです。ですから、いま大臣のお話の面は、一応観念的に全部了承できますが、さて、オリンピック開催というこの現実に向かつて進んでいる事象が、内容において紛争が起きた場合の処理ということが一番大事になりますから、この点についての考え方をただしておきたいのです。

私ども一番こわいのは、第二点としては災害なんです。もう屋上の工事をやっている、たとえば赤坂見附の下を通るのに、運転手に、おい、気をつけろ、早く行け、早く行けと、あそこにとまつていることがわくわくしようがないのです。あなたと同じ心境だと思ふのです。これは要するに、工期には、経済的な工期というものがあつたのです。これをこえていこうとする場合に、往々にして災害が起きるわけなんです。ことに前国会で流産した労働災害の防止に関する法律案というのが出ておりますが、これなどの責任というのは、下手人だけに罪がふさつておつて、建設大臣のように、これを一カ月縮めろという命令をする命令者には責任が何もないのです。オリンピック開催の期日はきまつていふ、それに間に合わせるために、工期を一カ月縮めろと、その命令者には責任がないのです。本来ならば、災害が起つた場合に、労働強化によるところの、労働条件が悪いために、睡眠不足で落つことす場合もありますし、いろいろあると思ふのです。原因を調べると。しかし、やっぱり命令者の、最高の責任者の処置ということが、私は、労働災害防止に関する法律の中には多くの責任が秘められていふというふうに考へて、こういう二つの問題から伺つていふわけなんです。金銭的な問題については、そういう紛争が起きた場合には、自後、完全に処理する。処理させ

るという強い決意であられるのか。それはまた東京都のほうではそれを承知して、あなたの勧告というが、監督権に服するというのか、その点をちょっと伺っておきたいと思つてゐるので

○国務大臣(河野一郎君) 従来も、そういう場合に下部機構と合意の上、割り増しを出しておるのでございまして決してそれを出さずに万手下のほうで処理しろというふうにはしておりませんのでございまして、私もむろんそうすべきだと考えております。

それから、責任の帰趨につきまして、むろん下部に一切の責任を負わしめて、みずからは責任を回避するというような気持は持つておりません。

○田中一君 労働災害の防止に関する法律というのは、結局下手人の責任なんです。これではかわいそうです。

○国務大臣(河野一郎君) よく検討します。

○田中一君 この点は、今度もいろいろ問題がありますが、これはひとつお考えお願ひしたいと思つてゐる。

まだ時間があるようですが、いまの問題について、東京都のほうに対しては、私は、きょうの議事録のもとに、議事録を証拠といつてはおかしいけれども、示して東京都のほうの態度をよく聞きたいと思つてゐます。それだけにひとつ全体の関連の事業、オリンピックを自当の事業に対しては、あなたのつてゐる鋭い確な感覚でおっしゃるのはいまありませんけれども、あと始末は各局長にさせるようにひとつお願いいたします。

○国務大臣(河野一郎君) 了承しました。

た。

○小山邦太郎君 関連。住宅問題について、田中君からの質問はきわめて適切なものであり、また、注意すべきことと思つてゐますが、それがために住宅払い下げに消極的になるようでは非常に困る。私は積極的に住宅払い下げを

に困る。私は積極的に住宅払い下げをきめるのである。そうして住む人が自分で持てるように政策をみ出していくことのほうが大事で、それには、特定の者に不当な利益を与えることは、これは先ほどもお話のとおり、注意すべきであるが、多少奨励の意味をもつて、これは進んでみずからのものにするように振り向けるということが非常に大事だと思つてゐます。なぜならば、住宅政策遂行の上にも、やはり不十分な財政力しかない自治体がある中から生み出して住宅を建設する公営住宅をいつまでも持つてゐるということはこれはまずいことです。なるべくこれは早く払い下げて、そうしてその資金をもつて再びさらに住宅の建設に充てるようにするということが大事であるばかりか、保存の上からも、住む人が持つということになれば、これは非常に

私は、保存の上にも好影響がある。ただ安いので住んでゐる。しかも安いから建設も十分でない、自然短期間に修繕費用も多く要するようになる。これらのことは、どの点から見てもまづいと思つてゐます。なるべく早く私は、耐用年限四分の一になつたらば、というのではなくても、その前にも希望者があつたらば払い下げるようにして、もらいたいという希望を持つて御質問申し上げます。どうぞ。

○国務大臣(河野一郎君) 私は、ただいまの御発言でございましてけれども、

先ほど来、田中委員から御発言を承にしております。これはよほど慎重に考へてやらなければいかぬと思つてゐます。と申しますのは、買金があれば自分が建てるということも、実は別に案をつくりまして、そうして住宅公債を買つていただければ別に建てて差し上げるわけでございます。あらゆる角度で金のある人ならば、買金がある。適正な価格でこちらが払い下げたものを適正な価格で買うというのならば、ほかに方法はいろいろあるわけでございます。それを、先ほどもお話のありますように、土地が安かろうとか、これを買えば安く買えるだろうとか、というような考えで払い下げをしようというようなことに万が一なりましたと、これは非常に弊害が起きます。同時に、ある年限そこにお住みになれば、相当の社会的地位も実は上がるとか、収入の道もふえるとか、家族の構成条件も変わつてくるとかというところで、五年、八年たつて同一の条件である人はなかなか少ないのじゃないかと私は思つてゐます。そういう場合に、むしろ積極的に上級の人は他の住宅にかわつて、そうして新しい人に安い住宅を譲つていただくというように、奨励していただくことも一つの道じゃないか、こう思つてゐます。したがって、これまでに数年間、公営住宅に入つていらした人は、相当にも収入がふえてきた、家も買えるようになったということになれば、やはりその人はその人なりにほかのクラスの住宅に入つていただくというように、われわれのほうとしては「一世帯一住宅」という趣旨はどこまでも徹底して新しく建てていくわけでございますから、ひとつそういう点に

ついては慎重に考へて、ただ、いま入つてゐる家は安く買つて、それをまたすぐわきへ要領よく転売でもして、幾らかでもさやを取つて新しい家を建てるというふうな量見を起されることは、社会的に大きな弊害が起きます。そんなものは厳重に押さへなければいじやないかといふまでもなく、今日は押さへる道はあるようではなかなかない。したがって、よほど慎重に対処する必要があると思つてゐます。むしろそれよりも、いま言うような、積極的に政府の住宅政策にあらゆる角度から御協力願つて、そうして自分のいま入つてゐる家を買つて、それが能くやない。資金をいま申し上げたような他の方向で住宅債券でも買つていただいて、そうして政府と一緒に新しい住宅を建てるというふうな方向に向かつていただいたらいへんか、こうじゃないかと思つてゐるわけでございます。これは全部が全部すべてに当てはまるわけには参りませんから、むしろ払い下げの道も考へていかなければなりませんけれども、そうだからといって、住んでゐるものを押さへるのもいかなうかと思つてゐますので、そこらのところは、ひとつ実際の実情に当たつて解決していただくのでなければ、適當でないのじゃないか、こう思つてゐます。どうかひとつよろしく。

○小山邦太郎君 わかりました。なお、積極的なお話を伺つて非常に満足なんです。田中君の質問は、これはなかなか大事な問題で、それを大臣がよくのめ込んで、そうしてお話によると、その心配もないようになさるというのだから、これはけっこうで

すが、されば、積極的にという一つには、宅地公債住宅公債、非常にけっこうです。ところが、この規模がいかに小さい。これはひとつ十二分に、私は要望が多いだろうと思つてゐるから、その要望にこたへるようには、もし三億をオーバーした希望がほとんどありません。これはどういふふうになさいますか。進んでひとつこの規模を拡大するように希望をいたしまして私の質問を終わります。

○委員(北村暢君) 本日の審議はこの程度にとどめまして、これにて散会いたします。

午前十一時十一分散会

二月七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、県道塩沢上田線中之島橋の取付道路面舗装に関する請願(第二五三号)

一、福島県伊南川の多目的ダム建設に関する請願(第三六〇号)

一、豪雪地域における交通確保に関する請願(第三六一号)

一、国道宇都宮・米沢線の格上げ、改良整備等に関する請願(第三六二号)

一、東北自動車道路の早期着工に関する請願(第三六三号)

一、主要地方道・郡山―標葉線等の国道編入に関する請願(第三六四号)

第二五三号 昭和三十九年一月二十日受理

県道塩沢上田線中之島橋の取付道路路面舗装に関する請願

請願者 新潟県南魚沼郡塩沢町
字中野 青木伊一外百
四十四名

紹介議員 田中 一君

新潟県道塩沢上田線中、中之島橋双方
の取付道路約三百メートルの路面舗装
工事を施行せられたいとの請願。

県道塩沢上田線は、塩沢町中之島地区
(人口六千)の中央関門である。昭和
二十九年この路線の魚野川に架せられ
た中之島橋が永久橋となつてから、特
に交通量が激増の一途をたどり、年間
この地区から出荷される三千トンの米
を主としてその他の産物の出荷はほと
んどがこの路線を利用している。又中
之島地区への唯一のバス路線として高
度に利用されているが、特に中之島橋
の取付道路が急傾斜のため、降雨又は
融雪等の場合路面が洗われ、転石
が露出し、でこぼこはなはだしく危険
な状態にある。(略図添付)

第三六〇号 昭和三十九年一月二十
七日受理
福島県伊南川の多目的ダム建設に關す
る請願
請願者 福島県杉妻町二番三号
福島県町村会内 佐藤
了寿

紹介議員 石原幹市郎君

伊南川のはんらんによる災害を根本的
に防止し、地域産業を保護するため
に、本川上流に多目的ダムを建設せら
れるよう、福島県村会定期総会の決議
により要望するとの請願。
福島県伊南川は、本県最大の荒廢河川
であり、流域の住民は本河川のはんら
んにより、しばしばじん大なる災害を
こうむっている。

第三六一号 昭和三十九年一月二十
七日受理
豪雪地域における交通確保に關する請
願

請願者 福島市杉妻町二番三号
福島県町村会内 佐藤
了寿

豪雪地域における道路交通確保のた
め、左記事項の実現を期せられるよう
福島県町村会定期総会の決議により要
望するとの請願。
一、国道(舗装を含む)橋げた、待避
所の緊急整備。
二、市町村が購入する除雪車、雪上車
に対する国庫助成と起債のわく拡
大。
三、流雪溝の新設又は拡張工事に對す
る国庫助成。
昭和三十八年初めから北陸を中心とし
て全国的に襲来した豪雪は、未曾有の
ものであり、公共の施設、農林、水産
物、家屋等にはなはだしい災害を与
え、かつ、各地の交通は完全に途絶
し、国民の生活及び経済に深刻なる影
響を及ぼした。
これが雪害対策として、生活必需物資
の確保、保健衛生の維持、児童生徒の
通学、確保等の点からみても、交通の
確保が先決要件である。

第三六二号 昭和三十九年一月二十
七日受理
国道宇都宮・米沢線の格上げ、改良整
備等に關する請願
請願者 福島市杉妻町二番三号
福島県町村会内 佐藤
了寿

二級国道宇都宮・米沢線は、福島県裏
磐梯の観光地を縦断し、東京に通ずる
最短距離路線であり、産業開発、観光
路線として重要な幹線であるから、こ
れを一級国道に格上げして改良整備を
図られたい。
また、水戸、郡山線は、新産業都市指
定を受けた郡山市と茨城県を結ぶ、地
方産業開発の重要路線であり、交通量
は日を追って増加し、これがため道路
の損傷がはなはだしいから、早急に本
路線を整備せられるよう福島県町村会
定期総会の決議により要望するとの請
願。

第三六三号 昭和三十九年一月二十
七日受理
東北自動車道路の早期着工に關する請
願
請願者 福島市杉妻町二番三号
福島県町村会内 佐藤
了寿

紹介議員 石原幹市郎君
東北自動車道路は、東京と青森を直結
し、北海道を結ぶ重要輸送路であるば
かりでなく、東北地方の産業開発を促
進する上に、大きな役割を果たすか
ら、東北自動車道路を早急に着工せら
れたいとの請願。

第三六四号 昭和三十九年一月二十
七日受理
主要地方道・郡山・標葉線等の国道編
入に關する請願
請願者 福島市杉妻町二番三号
福島県町村会内 佐藤
了寿

紹介議員 石原幹市郎君
経済、産業の進展と観光ブームに伴い

車両の増加はいちじるしい傾向を示し
ている。特に、主要地方道郡山・標葉
線、田島・小出線、中山峠隧道の県道
路線は、交通量が日を追ってひん繁化
し、その利用度はますます増大してい
るから、これを国道に編入し、維持管
理、改良工事に万全を期せられるよう
福島県町村会定期総会の決議により要
望するとの請願。

二月十日予備審査のため、本委員会に
左の案件を付託された。
一、産業労働者住宅金融通法等の一
部を改正する法案

産業労働者住宅資金金融通法等の一
部を改正する法律案
産業労働者住宅資金金融通法等の
一部を改正する法律
(産業労働者住宅資金金融通法の一
部改正)

第一条 産業労働者住宅資金金融通法
(昭和二十八年法律第六十三号)の一
部を次のように改正する。
目次中「第十五条・第十六条」
を「第十五条・第十七条」に改め
る。

第二条に次の一号を加える。
四 中小企業者等 主務大臣の
定める中小規模の事業又は主
務大臣の定める業種の事業を
営む事業者をいう。

四 条中「一事業者に使用されて
いる」を削る。
第七条第一項中「住宅の建設」
の下に「(第一号に掲げる者のう
ち中小企業者等にあつては、新た
に建設された住宅で、まだ人の居
住の用に供したことのないもの

購入を含む。以下同じ。」「を加
え、同項第一号中「対し住宅を建
設して貸し付ける」を「貸し付け
るため住宅を必要とする」に改
め、同項に次の一号を加える。
三 中小企業者等その事業に
使用する産業労働者に貸し付
けるため住宅を必要とするも
のに対し住宅を建設して譲渡
する事業又は住宅を建設して
その住宅及びこれに附随する
土地を譲渡する事業を行なう
会社その他の法人
第八条第一項中「住宅を必要と
する事由」の下に「(前条第一項
第三号に該当する者については、
その事業の内容)を加え、「参し
やく」を「参酌」に改め、同条第
二項中「貸付を受けるべき者」の
下に「(前条第一項第三号に該当す
る者を除く)」を加え、「参し
やく」を「参酌」に改める。
第九条第一項中「主務大臣の定
める中小規模の事業又は主務大臣
の定める業種の事業を営む事業
者」を「中小企業者等」に、「の
建設及び」を「である住宅の建設
及び」に、「建設費が」を「購入
の場合にあつては購入価額とし、
建設費又は購入価額が」に改め、
「六割」の下に「(中小企業者等
に使用されている産業労働者の居
住の用に供する住宅に係るものに
あつては七割五分)」を、「五割五
分」の下に「(中小企業者等に使
用されている産業労働者の居住の
用に供する住宅に係るものにあつ
ては七割)」を加え、同条第三項
中「及び第八号から第十号まで」

を「第八号及び第九号」に「とあるのは」を「とあるのは」に、「各号の一」を「第一号又は第二号」に、「と読み替える」を「と、同項第十号」中「第十七条第一項の規定による貸付を受けた者で同項第四号の規定に該当するもの又は同条第四項若しくは第十項の規定による貸付を受けた者」とあるのは「貸付けを受けた者で産業労働者住宅資金融通法第七条第一項第三号の規定に該当するもの」と、「第三十五条の二第二項、第三項又は第四項」とあるのは「同法第十三条の二第二項又は第二項」と読み替える」に改める。

参酌して主務大臣が定める額をこえて、当該貸付金に係る住宅又は土地の譲渡価額を契約し、又は受領することができない。

3 主務大臣は、第一項の主務省令を定めようとする場合においては、あらかじめ、労働大臣に協議しなければならない。

第四章中第十六条を第十七条とし、第十五条を十六条とし、同条の前に次の一条を加える。

第十五条 左の各号の一に該当する場合においては、会社その他の法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、十万円以下の罰金に処する。

号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「であるもの」を「である住宅」に、「建設費が」を「購入の場合にあつては購入価額とし、建設費又は購入価額が」に改める。

第九条第一項中「産業労働者住宅の建設」を「住宅の建設(中小企業者等(融通法第二条第四号に規定する中小企業等をいう。以下本条において同じ。)にあつては、新たに建設された住宅で、まだ人の住居の用に供したことの無いものの購入を含む。以下本条において同じ。))」に改め、同条第二項中「産業労働者住宅の建設」を「住宅の建設」に、「建設大臣及び大蔵大臣の定める中小規模の事業又は建設大臣及び大蔵大臣の定める業種の事業を営む事業者」を「中小企業者等」に、「であるもの」を「である住宅」に、「建設費が」を「購入の場合にあつては購入価額とし、建設費又は購入価額が」に改め、「六割」の下に「(中小企業者等に使用されている産業労働者の居住の用に供する住宅に係るものにあつては七割五分)」を加える。

項の規定にかかわらず、その貸付金の一戸当りの金額の限度は、なお、従前の例による。

3 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項中「若しくは同条第四項の規定による貸付を受けた者」を、「同条第四項の規定による貸付けを受けた者若しくは融通法第七条第一項の規定による貸付けを受けた者で同項第三号の規定に該当するもの」に改める。

第四十八条の二中「又は同条第四項の規定による貸付を受けた者」を、「同条第四項の規定による貸付けを受けた者または融通法第七条第一項の規定による貸付けを受けた者で同項第三号の規定に該当するもの」に改める。

4 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三条の十四第八項中「第四号」の下に「若しくは産業労働者住宅資金融通法(昭和二十八年法律第六十三号)第七条第一項第三号」を加え、「同法同条第四項」を「住宅金融公庫法第十七条第四項」に改める。

(譲受人の選定及び譲渡価額)

第十三条の二 公庫から貸付を受けた者(包括承継人を含む。以下「貸付を受けた者」という。)で第七条第一項第三号の規定に該当するものは、当該貸付金に係る住宅又は土地を、中小企業者等でその事業に使用する産業労働者に貸し付けるため住宅を必要とするものに對し、譲受人の資格、譲受人の選定方針その他譲渡の条件に關し主務省令で定める基準に従ひ、譲渡しなければならない。

2 貸付けを受けた者で第七条第一項第三号の規定に該当するものは、住宅の建設に必要な費用(住宅の建設に附随して土地の取得を必要とする場合においては、これに要する費用を含む。)を、利息その他必要な費用を

2 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者がその法人の業務に關して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対しても同項の罰金を科する。

(北海道防蹇住宅建設等促進法の一部改正)

第二条 北海道防蹇住宅建設等促進法(昭和二十八年法律第六十四

附則

1 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

2 住宅金融公庫が昭和三十八年度以前の事業計画に係る資金の貸付けの申込みを受理したものについては、改正後の産業労働者住宅資金融通法第九条第一項及び北海道防蹇住宅建設等促進法第九条第二

項の規定にかかわらず、その貸付金の一戸当りの金額の限度は、なお、従前の例による。

3 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項中「若しくは同条第四項の規定による貸付を受けた者」を、「同条第四項の規定による貸付けを受けた者若しくは融通法第七条第一項の規定による貸付けを受けた者で同項第三号の規定に該当するもの」に改める。

第四十八条の二中「又は同条第四項の規定による貸付を受けた者」を、「同条第四項の規定による貸付けを受けた者または融通法第七条第一項の規定による貸付けを受けた者で同項第三号の規定に該当するもの」に改める。

4 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三条の十四第八項中「第四号」の下に「若しくは産業労働者住宅資金融通法(昭和二十八年法律第六十三号)第七条第一項第三号」を加え、「同法同条第四項」を「住宅金融公庫法第十七条第四項」に改める。

昭和三十九年二月十九日印刷

昭和三十九年二月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局